

都市計画事業（国道4号矢板拡幅）に関するお知らせ

都市計画事業（国道4号矢板拡幅）は、令和2年6月2日に都市計画事業の施行者（国土交通省）の公告を行いました。

このたび、都市計画法第66条（事業の施行について周知させるための措置）に基づき、都市計画事業の概要等について、事業地及びその附近地の方々へ説明させていただきますのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地元説明会に替えて、説明資料の送付、回覧を持って、事業地及びその附近地の方々への説明とさせていただきます。

また、説明資料に関するご質問、お問い合わせについては、お電話、FAX又はメールにて下記までご連絡下さい。

説明資料は宇都宮国道事務所ホームページに掲載しております。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya00556.html>

【問い合わせ先】

●設計に関すること

■国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 計画課

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504

TEL：028-638-2223 FAX：028-638-2218

e-mail：ktr-ukoku_hp@mlit.go.jp

（受付時間 平日）8：30～17：15

●用地に関すること

■国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所 用地課

〒321-0931 栃木県宇都宮市平松町504

TEL：028-638-2183 FAX：028-638-2890

e-mail：ktr-ukoku_hp@mlit.go.jp

（受付時間 平日）8：30～17：15

事業の流れと現在の進捗状況

国道4号矢板拡幅の延長6.5kmについて、令和2年3月23日に都市計画事業の承認の告示がなされました。

今回、都市計画法第66条（事業の施行について周知させるための措置）に基づき、都市計画事業の概要等について、事業地及びその附近地の方々へ説明を行います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地元説明会に替えて、説明資料の送付、回覧を持って、説明とさせていただきます。

